

2025年12月25日

都道府県ライフセービング協会  
2025年度第1種加盟クラブ 各位  
JLA指導員

公益財団法人 日本ライフセービング協会  
JLAアカデミー本部長 佐藤 洋二郎

### JLAアカデミー IRB関連講習会の受講条件等改正について（通知）

平素より都道府県協会、第1種加盟クラブ並びに指導員の皆様には、ライフセービングの普及にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

2023年3月21日付のJLAアカデミー規程改訂に伴うIRBドライバー等の講習会の受講条件改正に関するご意見をいただきました。

これを受けて、本協会では現場の状況を鑑みた再検討を行い、今後の運用方針を下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1 受講条件の規定と運用について（本通知の結論）

2026年度（2026年4月1日以降）に開催される該当講習会の受講条件においては、以下の通りといたします。また、受講条件の規定変更に伴い、アシスタントインストラクターからインストラクターへの昇格に関する条件を改正することとなりましたので、併せてお知らせいたします。

#### 《受講条件》

##### ●IRB・クルー講習会

- ①年齢 16歳以上。
- ②受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。

##### ●IRB・ドライバー講習会

- ①年齢 16歳以上。
- ②受講資格 IRBクルー及び二級小型船舶操縦士免許以上を取得していること。

##### ●IRB・アシスタントインストラクター養成講習会

- ①IRBドライバー資格を取得していること。
- ②IRBドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動においてIRBの操船を経験していること。
- ③アドバンス・サーフライフセーバー資格を取得していること
- ④ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること  
(※サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していることが望ましい)。

## 《インストラクターへの昇格》

- ①IRB・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、IRB クルー若しくは IRB ドライバー講習会の2日（14.0 h）以上の講習指導実績があること。
- ②サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること
- ③IRB・インストラクター1名以上の推薦があること。
- ④指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。

## 2 改正の背景と経緯

前回通知文発出後、2025年5月に開催された全日本IRB選手権大会での視察およびチーム代表者との意見交換を踏まえ、JLAアカデミー本部とIRBレスキュー委員会にて協議を重ねて参りました。

●ドライバー講習の門戸拡大：当初は安全性を重視し「アドバンス・サーフライフセーバー資格」を必須とする案がありましたが、現状の平水面運用の多さを考慮し、普及を妨げないよう同資格の必須化は見送りました。代わりに、講習会の実技導入時に安全運航を含めた基礎的な操船技術のチェックを強化し、講習内容や検定項目等を見直すことで質を担保いたします。

なお、受講できる年齢をこれまでの18歳から16歳へと引き下げをしております。2012年に、ベーシックサーフライフセービング講習会の受講年齢が18歳から15歳（中学生を除く）へと変更されましたが、IRBドライバーの年齢は変更されませんでした。この点についても、今回のタイミングで改正をいたします。

●指導員の質の維持：IRB講習会は平水面だけではなく波や風の影響を受ける環境下で開催されます。指導員は受講者の命を守る救助者としての役割を担うことから、「アシスタントインストラクター」の受講条件にアドバンス・サーフライフセーバーを必須化しました。また、講習会の指導責任を負う「インストラクター」については、あらゆる環境下で運営・指導する責務があるため、昇格時にはサーフライフセービング・インストラクター資格を必須といたします。

## 3 おわりに

本件の結論に至るまで2年の歳月を要し、現場および関係者の皆様に多大なるご負担とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の改正が、IRBの全国的な普及と質の向上に繋がり、ひいては、水辺を楽しまれる方々の笑顔を守り抜く力になることを願っております。

関係各位におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件に関する問い合わせ

担当：日本ライフセービング協会 JLAアカデミー本部

〒105-0022 東京都港区海岸2-1-16 鈴与浜松町ビル7階

tel 03-6381-7597 (平日 12:00~18:00)

e-mail [academy@jla.gr.jp](mailto:academy@jla.gr.jp)



水辺の事故ゼロをめざして  
日本ライフセービング協会

## JLA アカデミー IRB 関連講習会に関する規程改正一覧

◆2026年4月1日より運用◆

2025年12月25日付の通知「JLA アカデミー IRB 関連講習会の受講条件等の改正について」の通り、IRBに関する規程の一部を改正いたしました。  
 今回の改正は、下表の通り「現行規程」「年度内運用」「次年度以降」の3段階に分かれる、やや複雑な移行を伴います。

- 現行の規程：運用停止中
- 現在の運用：2026年3月31日まで継続
- 新規程の施行：2026年4月1日より全面適用

改正箇所およびスケジュールを以下の通り整理しましたので、内容をご確認いただき、今後の運用に齟齬が生じないようご留意いただけますと幸いです。

1) 資格認定に関する規程細則 ※ブルーハッチングが改正該当箇所

現行の規程（移行期間のため運用停止中）	現在の運用規程（2026年3月31日まで継続）	2026年度以降の規程（2026年4月1日より全面適用）
<p>（受講条件）</p> <p>第2条 各種講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>（7）IRB・クルー講習会</p> <p>① 年齢 18歳以上。（高校生を除く）</p> <p>② 受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。</p> <p>（8）IRB・ドライバー講習会</p> <p>① 年齢 18歳以上。</p> <p>② 受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。 アドバンス・サーフライフセーバーを取得していること。</p>	<p>（受講条件）</p> <p>第2条 各種講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>（7）IRB・クルー講習会</p> <p>① 年齢 18歳以上。</p> <p>② 受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。</p> <p>（8）IRB・ドライバー講習会</p> <p>① 年齢 18歳以上。</p> <p>② 受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。</p>	<p>（受講条件）</p> <p>第2条 各種講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>（7）IRB・クルー講習会</p> <p>① 年齢 16歳以上。</p> <p>② 受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。</p> <p>（8）IRB・ドライバー講習会</p> <p>① 年齢 16歳以上。</p> <p>② 受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許以上を取得していること。</p>

（次頁に続く）

2) 指導員資格認定に関する規程細則 ※ブルーハッティングが改正該当箇所

現行の規程（移行期間のため運用停止中）	現在の運用規程（2024年度～2025年度）	2026年度以降の規程（2026年4月1日以降運用開始）
<p>（受講条件）第2条</p> <p>6 IRB・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>(1)IRB ドライバー資格を取得していること。</p> <p>(2)IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。</p> <p>(3)サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。</p>	<p>（受講条件）</p> <p>6 IRB・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>(1)IRB ドライバー資格を取得していること。</p> <p>(2)IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。</p> <p>(3)ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。</p>	<p>（受講条件）</p> <p>6 IRB・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。</p> <p>(1)IRB ドライバー資格を取得していること。</p> <p>(2)IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。</p> <p><b>(3)アドバンス・サーフライフセーバー資格を取得していること</b></p> <p><b>(4)ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること（サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していることが望ましい）。</b></p>
<p>（昇格）第12条</p> <p>(4)IRB・インストラクター</p> <p>① IRB・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、IRB クルー若しくは IRB ドライバー講習会の2日（14.0h）以上の講習指導実績があること。</p> <p>② IRB・インストラクター1名以上の推薦があること。</p> <p>③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。</p>	<p>（昇格）第12条</p> <p>(4)IRB・インストラクター</p> <p>① IRB・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、IRB クルー若しくは IRB ドライバー講習会の2日（14.0h）以上の講習指導実績があること。</p> <p>② IRB・インストラクター1名以上の推薦があること。</p> <p>③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。</p>	<p>（昇格）第12条</p> <p>(4)IRB・インストラクター</p> <p>① IRB・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、IRB クルー若しくは IRB ドライバー講習会の2日（14.0h）以上の講習指導実績があること。</p> <p><b>② サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること</b></p> <p>③ IRB・インストラクター1名以上の推薦があること。</p> <p>④ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。</p>

以上